

幼保連携型認定こども園休止の認可について

1 申請の概要

施設の名称	幼保連携型認定こども園 光明こども園
施設の所在地	高原町大字西麓 8 7 5 番地 2
休止予定期間	令和 4 年 4 月 1 日～当分の間
園児の処置方法	希望者は他園に転園できるよう高原町役場と調整中
休止の理由	令和 4 年 4 月以降、配置基準に必要な保育教諭の確保ができず、園児の受入れが困難なため。

2 施設の概要（令和 4 年 1 月 1 日時点）

名称	幼保連携型認定こども園光明こども園						
所在地	高原町大字西麓 8 7 5 番地 2						
設置者	社会福祉法人 和会						
経営の責任者	理事長 鶴園 一麿						
設置認可年月日	平成29年4月1日						
園長	関谷 恵子						
定員	1号	2号	3号				合計
◇認可定員	0	23	12				35
◇利用定員	0	23	12				35
在園児数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	3	4	3	8	10	7	35
保育従事職員数	常勤 ※園長除く			非常勤			合計
	6			1			7

3 必要職員数【宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例 第8条第3項】

幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数、別表左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数、常時2人を下回ってはならない。

別表（第8条関係）

園児の区分	員数
1 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人
2 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
3 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
4 満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人

4 県の意見

保育教諭の確保が困難とのことであり、令和4年4月から設置認可の基準を満たさない状況になるとのこと、また在園児の受け皿確保についても、町内の他の保育所及び認定こども園全体の利用定員と利用人員を勘案し、総数としては概ね可能となる見込みであるとのことから、休止の認可が相当であると判断する。